2　競争参加資格

次に掲げる⑴から⒀全ての条件を満たしていること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　予決令第71条の規定に該当しない者であること。

⑶　北陸農政局における平成27・28年度一般競争参加資格を付与されている有資格者のうち、土木一式工事の認定を受けている者であること。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北陸農政局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記２の⑶の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　北陸農政局における「土木一式工事」に係る平成27・28年度一般競争参加資格の認定の際に、客観的事項（共通事項）について算定した点数（以下「客観点数」という。）が、1,250点以上であること。上記２の⑶の再認定を受けた者にあっては、当該再認定後の客観点数が要件を満たしていること。

⑹　施工実績

①　平成12年度以降に元請けとして完成・引渡しが完了した、次に示す同種工事の施工実績を有すること。ただし、共同企業体にあっては、次に示す同種工事の施工実績を有する構成員が含まれていること。（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）

②　同種工事とは、「排水機場工事の新設又は補修・補強工事」の施工実績を有するものとする。なお、当該実績が各地方農政局の発注した工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定表の評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

⑺　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（以下「配置予定技術者」という。）を当該工事に専任で配置できること。

①　１級土木施工管理技士若しくはこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　平成12年度以降に上記２の⑹の②に掲げる工事の施工経験を有する者であること。なお、当該経験が各地方農政局の発注した工事に係る経験である場合にあっては、工事成績評定表の評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④　平成27年10月１日以降に工事現場への専任が可能である者であること。

⑻　入札説明書に示す技術提案の評価が不適切でないこと。

⑼　申請書及び資料の提出期限の日から開札時までの期間に、北陸農政局長から「北陸農政局工事請負契約指名停止等措置要領」（平成15年８月29日付け15陸総第414号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑽　上記１の⑵に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が設計共同体である場合においては、当該設計共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑾　「農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について」（平成19年12月７日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑿　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

⒀　以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

①　健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

②　厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

③　雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出の義務

3　総合評価落札方式に関する事項

⑴　評価項目

①　施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）

②　技術提案

③　ヒアリング内容

⑵　総合評価の方法

①　標準点を100点とし、施工体制評価点の最高点を30点、加算点（技術提案）の最高点を40点、加算点（ヒアリング内容）の最高点を10点とする。

②　施工体制評価点の算出方法は、技術資料の内容に応じ、施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）の評価を行い、施工体制評価点を与える。

③　加算点の算出方法は、上記３の⑴の評価項目（技術提案、ヒアリング内容）について評価した結果、得られた評価点数の合計値の最も高い者に50点、その他の者は評価点数の合計値に応じて按分して求められる点数を加算点として与える。

④　価格と価格以外の要素を総合的に評価する総合評価落札方式（標準Ａ－Ⅰ型及び施工体制確認型）は、予定価格の制限の範囲内での入札参加者の標準点と施工体制評価点及び加算点の合計を入札参加者の入札価格で除して得た数値（｛標準点＋施工体制評価点＋加算点｝／入札価格、以下「評価値」という。）により行う。

⑤　施工体制評価点の評価結果が低い者に対しては、加算点についても減じる措置を行う。

⑶　落札者の決定方法

①　入札参加者の評価値の最も高い者を落札者とする。なお、落札の条件は、次のとおりとする。

ア　入札価格が、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。

イ　技術提案が、発注者の予定している最低限の要求要件を下回らないこと。また、評価値が、標準点を予定価格で除した数値を下回らないこと。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって、著しく不適当であると認められるときは、上記３の⑶の①のア及びイを満たし、かつ、適切な入札価格と考えられる入札をした者のうちから、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

②　上記３の⑶の①において、評価値の最も高い者が２者以上ある場合は、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

③　落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、入札説明書のとおり予決令第86条に規定する調査（以下「低入札価格調査」という。）を行うものとする。

④　同一の技術者のみを重複して複数工事に配置予定している場合の落札者の決定に当たり、１件目の入札で落札者となった場合、２件目以降は入札辞退を行うものとする。なお、落札者の決定に当たっては、開札状況等により開札順とならない場合がある。

⑷　評価内容の担保　実際の施工に関しては、技術資料に記載された内容により施工するものとし、工事完了後に履行状況について検査を行う。受注者の責により記載内容が満足できない場合で再度実施が困難あるいは合理的でない場合は、下記の取扱いを行う。（詳細は入札説明書による。）

①　工事成績評定点の減点措置

②　違約金の徴収（総合評価落札方式）

4　入札手続等

⑴　担当部局　〒920―8566 石川県金沢市広坂２－２－60金沢広坂合同庁舎　北陸農政局総務部会計課契約係　宮澤　猛人　電話076―263―2161　内線3147

⑵　入札説明書の交付期間、場所及び方法　入札説明書は、電子入札方式により交付する。ただし、電子入札に対応していない等の理由でダウンロードによる入手ができない場合は、以下により交付する。

①　交付期間　平成27年６月１日から平成27年７月１日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の午前９時から午後５時まで。ただし、最終日については午前12時までとする。